

前橋地方裁判所委員会（第3回）議事概要

（前橋地方裁判所総務課）

1 日時 平成16年9月13日（月）13：30～15：30

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

安中啓子，池田修，菊地幸一，久我泰博，高坂隆信，坂爪睦郎，鈴木叡，
高橋康三，東條宏，富岡恵美子，深堀充，町田久，宮崎瑞穂，宮下準二，山口
幸男

（事務局担当者）

事務局長城戸達夫，民事首席書記官井上庄二，刑事首席書記官原田守孝，
事務局次長太田雅夫，民事訟廷管理官根岸喜代志，刑事訟廷管理官松井秀雄，
前橋簡裁庶務課長若江孝志，総務課長佐藤雅史，総務課課長補佐小熊寿幸

4 議事

(1) 開会

(2) 意見交換等（テーマ「広報，その他情報発信はどうか。」）

(3) 第4回委員会の開催日時について

(4) 閉会

5 議事経過

(1) 開会

(2) 意見交換

（委員長）

本日は，前回の委員会でお話いただいた広報に関するテーマについてもう少し時間を割き，さらに，次の受付相談等のテーマに移って行きたいと思う。

まず、前回の委員会の後に裁判所がどのように取り組んできたかを報告させていただきたい。また、いわゆる裁判員制度についても国民に理解してもらうことが課題になっているので、この点の広報についての取組状況も報告させていただく。

最初に、5月の憲法週間の行事であるが、当日は、市民の方々20人の参加を得た。年齢的には年配の方の参加が多く、男女は半々位であった。参加者は昨年も22人であり、毎年20人前後である。

内容としては、まず刑事裁判の傍聴を行い、閉廷後に事件の担当裁判官から説明や質疑応答も行った。引き続き、民事事件についての説明を行い、テレビ会議システムについて紹介した後、裁判その他についての概要説明や質疑応答も行った。法壇に上がり、裁判官席に座ってもらうなどしたが、参加者には好評であった。さらに、刑事の裁判官室に案内し、裁判官がパソコンに向かって起案をしている様子などを見てもらった。

実施に当たっては、市町村や新聞社、放送局へ周知をお願いし、参加を呼び掛けた。また、4月26日に群馬テレビの朝の情報番組「あさいち・朝生・情報通」に当庁の裁判官が出演し、行事の紹介をした。ほかに、裁判所のホームページでも開催内容をお知らせするなどし、参加を呼び掛けた。

ところで、いわゆる裁判員制度を実施するための法律が5月21日に成立し、同月28日に公布された。政府だけでなく、実際に運営する裁判所としても、円滑に制度が動くように様々な努力を行う必要があると思っている。なんと言っても、制度を運営するには裁判員として参加する国民の協力が不可欠である。しかし、法律が成立したころ掲載された読売新聞の記事によると、裁判員になりたくないという人が7割に達し、一昨日の毎日新聞の記事でも50数パーセントの国民がなりたくないと答えているとのことである。そこで、施行までに、制度の意義等について十分に説明し、国民として裁判員という形で裁判に参加

する義務を果たすことの重要性を理解してもらうために広く活動することが重要であると認識している。

裁判所としては、手始めに制度が創設されたことを周知させるためのポスター、パンフレット及び「Q & A」を作成し、6月27日から29日の間に、県及び県内の70市町村へ職員が実際に赴いて、個別に説明しつつ、各市町村の広報誌による裁判員制度の周知、相当数のパンフレットの備置き及びポスターの掲示を依頼した。

また、当庁独自の広報活動としては、新たに中学生による模擬裁判を実施した。この模擬裁判は、7月16日に、私立中学校の3年生の生徒ら75人の参加により実施された。裁判所が用意したシナリオに従い、生徒たちが裁判官、検察官、弁護士といった配役でシナリオを読み上げて行き、要所要所で裁判所から説明をしながら進めていくというもので、裁判官役の生徒には実際の法服を着て裁判官席に座ってもらうなど興味を持ってもらうように配慮した。有罪か無罪かの判断は、裁判官役の生徒らが合議をして決めることになっており、今回の例では無罪という結論が出た。

このような児童生徒に対する法教育については、法務省でも「法教育研究会」を設置したと聞いている。また、当庁でも、前回の委員会の後に、県の教育委員会を訪ね、小中学校の生徒たちの裁判傍聴の機会を増やすことはできないかと打診したり、新任の教職員の研修カリキュラムとして法廷を傍聴させることを働き掛ける努力を始めたが、それぞれ前向きな回答を得て、更に検討を進めていただいているところである。

ところで、前回の委員会では前橋地方裁判所のホームページを御覧いただいたが、前橋地裁のホームページに、その後、当職のプロフィール等を掲載した。

また、これから行う行事として、10月の始めに「法の日週間」に関する行事があり、現在企画を進めている。パネル展示の他に、生徒を対象とした模擬

裁判を行う予定であり、県教育委員会を通じて学校側にお願いし、小学校6年生に参加してもらうことになっている。また、裁判所について説明したビデオを見てもらったり、刑事裁判の傍聴や質疑応答、さらに、裁判員制度に関する説明の時間も独立したものとして設け、質疑応答も行う予定である。裁判員制度については、今後色々な機会を捉えて説明をしたり、国民の質問に答えて行きたいと考えている。

(委員)

私の方からお手元に群馬弁護士会が主催する法の日の記念行事のチラシを配らせていただいた。今年は裁判員制度をテーマとして取り上げ、構成劇を行う。市民が裁判員制度の実施にどのように臨んだら良いのかという点を中心に劇に構成する。弁護士会としても、市民に裁判員制度について関心を持っていただくためこういったことを進めている。各委員も参加を呼び掛けるなどしていただければありがたい。

先ほど説明のあった新人教職員に裁判傍聴の機会を設けるという点であるが、今後具体的な実施に向けて取組を進めるつもりなのか。

(委員長)

まだ具体的な回答はないが、県の教育センターで前向きに検討していただけるとの感触だったと聞いている。

(委員)

新任の先生、例えば社会科の先生などに生の裁判を傍聴させることは、制度を理解する上でプラスになり結構なことだと思う。

ところで、知人が、ちょっとした手続のために遠くの裁判所との間を繰り返し往復しているという話を聞いた。そういうのはテレビ会議を利用できないのか。

(委員長)

当事者や関係者の負担を軽くするために導入された制度で、活用したいと考えているが、法廷という公開の場で行わなければならない手続もあって、どうしてもテレビ会議ではできない部分もある。

(委員)

裁判員制度については、私自身まだ分からない部分がある。今後はこの制度のことを理解することが国民として必須のことになる。中学生や高校生だけでなく、教師にも十分に理解してもらい、教育センターなどの研修機関でも必ず講義が実施され、各学校でもカリキュラムに入れなくてはならないということになっていくだろう。そうすると裁判官や弁護士が出向いて行って講義をするといった機会が必ず出てくると思う。プログラムとして必ず入れて、基本的なことは研修機関で学んだことを各教師が学校で話してもらい、より専門的な問題は裁判官や弁護士等から更に話をしてもらおうといったことになってくると思う。

(委員長)

学習指導要領といったようなレベルの問題は、最高裁や文部科学省の方で検討されているであろうが、その具体的な実施については、現場でも色々と対応を考えていかなくてはならないと思う。

(委員)

法務省の法教育についての研究会の場でも、行く行くは裁判員制度の問題も議論されることになるのだろうか。

(委員長)

研究会では、日本の学校教育における司法及び法に関する学習機会を充実させるためにどのようなことを行っていくかということを検討しており、既に十数回にわたって協議を行っているとのことであり、例えば消費者としてどうしたらよいのか、民事紛争にどう対応したらよいのか、いじめ、非行等も含め、

子供の発達段階に応じたあり方の研究を工夫しているとのことである。裁判員制度のことも含まれていると思う。

(委員)

裁判員制度に関するカリキュラムを組み込んでいくという問題は、きちんと対応をしていく必要があるが、まずは今取り組むべきことをしっかりと行い、今後も拡充が必要であると思う。

(委員長)

そのとおりだと思う。5年先の施行をただ待っているのでは、制度の運用は困難である。それぞれ関係者がやるべきことをやっていく必要がある。

(委員)

法廷傍聴などを経験することにはそれなりに得るものがあると思う。しかし、平日にしか傍聴の機会は作れないのであるから、正規のカリキュラムに入れないと傍聴が難しいというジレンマがあると思う。ところで、他の地域で夏休みに傍聴を行う機会を設けるとか、親子で傍聴をする機会を設けるといった催しが行われたということを知った。設備の問題等の限界はあると思うが、そういったことも考えてみて欲しい。

(委員)

総合学習の時間はそういったことに使えないのか。

(委員)

校長サイドで時間をまとめるなどしてやり繰りすればできるのかもしれない。

(委員)

模擬裁判を実施した学校の話では、通常の授業期間には実施が難しいので、試験が終わった日とかに行ったということであった。

ところで、前橋まで来るのはなかなか難しいので、支部などでの法廷傍聴を行うことを考える際に、狭い地域の中で刑事事件となっている人と生徒がどこ

かで結びついてしまうのではないかといった懸念を持っている先生もいるようである。

なお、裁判員制度であるが、開かれた司法を実現し、一般人の常識を裁判に反映させて行こうということが大きな目的のひとつだと思う。そして、中途半端な判断者となることを国民に求めるのではなく、国民の一人ひとりが自分の考えをしっかりと持って、正義ということについていかに意識を持つことができるかという点についてしっかりと教育をしていくことが必要なのではないかと思う。進路指導ばかりではなく、正義について考える場もあって良いと思うし、答えが無くてもよしとする授業があってもよいのではないかと思う。

(委員長)

裁判員制度は、裁判員として加わってもらおう国民に法律を分かってもらおうという趣旨ではなく、社会で生活しているごく普通の人の常識で判断してもらおうとしているので、難しく考えずに気楽に参加してもらおうことが制度を成功させるために必要である。これからは、裁判官も、専門用語を多用するのではなく、一般の人が理解できるような言葉で説明するというのをやって行かねばならない。確かに、委員がおっしゃるように自分の考えをきちんと持って、それをしっかり言えるようにする教育が必要なのではないかと思うし、一方では裁判官も意見をきちんと聞きだせるようにする必要があるように思う。日本人というのは、そういうところで発言をきちんとするというのは苦手な人が多いのではないかと思うので、その辺りの教育も必要なのではないかと思う。

(委員)

気楽に来て下さいとのことだが、例えば、秘密を守る義務といったことについては、国民は、酒を飲んだりしたときについてうっかり話してしまったりしないだろうか、そうなった場合にどうなるんだろうということに不安を持っていると思う。それがどの範囲なのかが明確になっていないといったことが不安の

ひとつになっていると思う。

(委員長)

確かに具体例を作って、どこからは秘密漏えいに当たるかということの説明して、分かるようにしていかなければならないと思う。

(委員)

社会常識で判断すればよいと言うが、検察官と弁護人が色々なことを微妙なところで争っているわけで、それを市民が判断するというのはとても難しいのではないかと思う。そういう市民に分かるように裁判を進めようとする、今まで以上に色々なことを詳しく説明したり、証拠を出したりして行かなくてはならず、審理が長引いたりすることになるのではないか。

(委員長)

難しい問題であるが、裁判官が論点を整理しながら、「殺人というのはこういう意思があって、こういうことをして、こういう結果が生じれば殺人罪になる。問題になっているのは意思の点です。」といったことを分かりやすく説明することになると思う。審理はむしろ短くなるのが期待できる。

(委員)

裁判員制度の導入により、これまでとは裁判のやり方ががらりと変わるようになると思う。とにかく裁判員に分かるように審理を進めなくてはならなくなる。この点は法曹三者が協力して一生懸命に検討を進めていくことになると思う。制度導入後は、事前の準備を十分に行い、裁判員に分かるように手続が行えるようにしてから裁判に臨むことになっていくと思う。

(委員)

ある人と裁判員制度について話したときに出たこととして、まず、素人にも分かりやすい手続にしてもらわなくてはならないということ、それに書面で審理するのではなく、口頭でやり取りしたものに基づいて判断をするということ

が必要だというようなことがあった。

(委員長)

手続については、被告人の権利義務を守るために必要なものとして定められている手続もあり、これは裁判員制度を導入したからといってやめてしまうわけにはいかない。しかし、裁判員の方々に分からないような審理ではだめであるから、その点は分かりやすい証拠、例えばビデオを持ってきて見せたり、模型を持ってきて示しながら説明したりということになるのだろうと思う。

(委員)

検察官の立場としては、一般の人に分かりやすく、簡潔な立証というのはどういうものかということを実体的に検討して、5年後に間に合わせなくては行けないということになる。言わば、読む裁判から見る裁判とでもいうのだろうか。分かりやすい立証ということをどう実現していけばよいのかということになるだろうか。

(委員)

ある裁判員制度についてのビデオを見たことがあるが、その内容は、事実認定は難しいし、合議の際にも色々な意見が出て、これは大変だ、難しいという印象を強く与えるものであった。大変だということも伝えなければならないが、ある程度は国民にその気になってもらうような広報でなければならない。広報のやり方の難しさを感じる。

(委員)

1件の事件で裁判員の選任のためにどのくらいの数の人が呼ばれることになるのか。

(委員長)

1件に6人の裁判員が必要になってくるが、当事者の方で理由を言わずに不選任にする権利もあるし、理由があつて辞退することができる人もいることを

考えると、1件につき20人やそこらは呼んでおかないと必要な裁判員が揃わないということになるおそれもある。

(委員)

裁判員を決める際には、対象者の個人的な情報がある程度調べた上で選任を行うのか。

(委員長)

そういうことはせずに、必要な人数の抽出を選挙管理委員会に依頼すると、選挙人名簿から無作為に抽選が行われて名簿ができてくる。その上で、具体的な事件について必要が生じると、更に抽選を行って必要な人が選ばれることになる。ここまでは名前と生年月日くらいしか分からないが、その後の手続では、当事者としてもその人がどんな人で、当事者の関係者ではないかとか、ちゃんとした判断をしてくれるかどうかといったことを判断するために、ある程度は明らかにせざるを得なくなってくると思われる。

(委員)

県内の人々は、裁判員が誰だったかというようなことは、回り回って分かると思う。思わぬ余波というか、悪い影響が出るおそれもあるだろう。ある裁判員が、例えば量刑について何を言ったんだろうということを知りたくなる可能性はある。今後、そういう点に対する不安、疑問のようなものを解消していく必要がある。

(委員)

裁判員の名前は関係者等に分かるのか。

(委員長)

法廷で名前を表示したりすることはないが、当事者には分かる。

(委員)

そうすると、関係者から何らかのプレッシャーがかかったり、泣き落としが

あったり、色々なアプローチがあったりして、心理的な影響を受けることもあるのではないかと。

(委員長)

裁判員の名前や職業等については、当事者がある程度知る必要があるのでは知らせざるを得ないが、当事者にはそういう情報を漏らしてはいけないという義務が課せられ、違反すれば罰則がある。情報が漏れた場合、裁判員に働きかけた者も処罰される。法律としてはある程度の制裁を設けることにより、情報が漏れることを防ごうとしているわけである。

(委員)

私が聞いた範囲でも裁判員にはなりたくないという人が多く、ひとつは裁判なんて難しくとても責任を負い切れないうもの、仕事を休むというのが、自分の都合だけでは決められないという点があるようだ。ただし、難しいという点は、実態を知らないで思い込んでいるという面があると思われるので、そうでもないんだと、むしろ意見をいうチャンスが与えられるのだというようなことを話している。まったく立ち入ることの困難なことではないんだということも分かってもらう必要があると思う。

日程の点については、裁判員も含めて関係者の都合を調整するというようなことはないのか。

(委員長)

制度上、裁判員が決まる前に、審理計画を立てるので、証人の出頭可能な期日等を調整することが必要になってくる。それでいつからいつまで審理するかということを決めてしまってから裁判員を選ぶということになる。その日程で出頭できない合理的理由のある裁判員は辞退できることになる。

(委員)

従来の裁判を見ると、中には極めて長期間にわたって審理を行う事件もあり、

これに裁判員を関与させるとなると相当大変な負担になるのではないか。

(委員長)

裁判員制度が導入された原因の一つは、極めて長期の審理を要する事件があることへの反省であった。裁判員に加わってもらう事件が長期化しないように、裁判員が関与する前の段階で、何が争いでどういう証拠があるのかということをはっきりさせなくてはいけないということになった。裁判員に負担を掛けないような訴訟をするためにも、検察官が持っている証拠の開示を十分に行わせ、その上で争点をきちんと明確にして、審理計画を立てる必要がある。そのためには検察官、弁護士、裁判所がどうすればよいのかということ、これから考えなければいけない。

(委員)

この席の委員に裁判員制度の内容を知らせるだけでもなかなか大変なのだから、一般の人に知らせるのはますます大変なことである。骨格が決まって、もう少ししっかりした中身が決まらなると広報も難しいのではないか。

(委員長)

大きな所は法律で決まったので、それに基づいて国民に知らせていくわけであるが、もっと細かいところはこれから政令や規則で決めていくことになり、2、3年はかかるのではないか。まずは制度ができましたということを知らせるために、こういったリーフレットを作って配布したが、今後はそれぞれの関心に応じたものを作っていかなくてはならないと思う。

10月7日の「法の日」週間の行事では、法廷傍聴等も行うが、裁判員制度についての説明も行う予定である。

本日は、裁判員制度に関して、その広報の在り方や今後検討しなければならない事柄などについて、多くの時間を割いて意見交換をしていただいたが、このような場で裁判員制度について認識を深めていただくことも意義深いことで

あったと思う。

広報に関してはこの程度のことによろしいか。

(各委員異論なし)

それでは、今日は時間も無くなってしまったので、予定していた受付相談については次回に取り上げることにしたいがよろしいか。

(各委員異論なし)